

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成15年12月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時43分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長・武井副委員長・佐野・大橋・佐々木(茂)・新谷・松本・久末 各委員		
説明員	水道局長、土木部長、建築都市部長、その他関係次長、課長、所長及び主幹 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">書 記</p>			

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、佐々木茂委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

本定例会に付託された案件について、説明願います。

「議案第17号不動産の取得について」

(建都)住宅課長

議案第17号不動産の取得について、説明いたします。

取得する不動産につきましては、現在、オタモイB住宅が立地する市営住宅用地であります。所在地は、オタモイ1丁目46番1、2、47番1、49番1で、合計面積は、2万152.62平方メートルとなっております。オタモイB住宅は、建替事業として、平成16年度から平成17年度にかけて1号棟55戸を、平成18年度から平成19年度にかけて2号棟50戸の合計105戸を建設する予定でありますけれども、土地につきましては、従来、借地であったものを建替事業を契機といたしまして、現所有者である石川マチ子さんほか5名の方から取得するものであります。

取得金額は、2億1,936万1,269円になります。以上、ご審議のほどよろしく願います。

委員長

「議案第19号市道路線の認定について」

「議案第20号市道路線の変更について」

(土木)用地課長

それでは、議案第19号市道路線の認定について、説明いたします。

今回、議案として提出いたしました32路線につきましては、開発行為に伴い、小樽市へ帰属され管理していたものですが、住宅建設もほぼ完了し、除雪路線に位置づけし、除雪なども実施していることから、今回、市道として認定するものであります。

それでは、認定路線ごとに説明いたします。

オタモイ竜徳保育園通分線につきましては、オタモイ1丁目において、住宅生協により行われたものであります。

幸パークシティ本通線ほか10路線につきましては、幸2丁目とオタモイ1丁目にまたがる区域で、株式会社エム・アール・シーと大進建設株式会社により行われたものであります。

塩谷緑ヶ丘団地通線につきましては、塩谷2丁目において、グリーン開発株式会社により行われたもので、区域内の他路線も認定されていることから、行うものであります。

海洋台通線ほか3路線につきましては、桜3丁目において、株式会社住まいのクワザワと株式会社アムールアンドテラにより行われたものであります。

春香ニュータウン環状線ほか9路線につきましては、株式会社橋本建設により行われたもので、周辺の街路整備も、ほぼ、完了したことから、行うものであります。

青葉台本通線ほか3路線につきましては、星野町において、株式会社アストロコーポレーションにより行われたもので、隣接する既存住宅地と接道していることから行うものであります。

星野ニュータウン横通線につきましては、星野町における株式会社舗栄建設工業により行われたものであります。

次に、議案第20号市道路線の変更について、説明いたします。

今回、提出した塩谷緑ヶ丘団地環状線は、先ほど説明いたしました塩谷緑ヶ丘団地通線の認定に合わせて、現市道を延長するものであり、今回の認定と変更を合わせますと33路線、約8キロメートルになります。したがって、今回の認定予定分を含めると、全体で市道は1,416路線、延長で約559キロメートルになります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

それでは、共産党。

新谷委員

今後の道路建設事業について

初めに、道路関係のことでお伺いします。

財政健全化で、平成18年度から道路などの建設事業は休止、延期するということです。平成18年度ということですので、来年、再来年は、当然、事業はあるのではないかなと思いますけれども、平成16年度、平成17年度に予定している道路建設事業について、お尋ねいたします。

(土木)建設課長

たいへん申しわけありませんけれども、まだ、道と折衝中でございまして、それと、当市の財政のヒアリングをやっておりますので、どこどこという名称は、現在は挙げられませんけれども、平成16年度、平成17年度、交通安全施設整備事業及び道路改良事業、これは数本予定しております。

新谷委員

数本ということですね。

それで、いろいろ側溝の整備だとか、傷んだ道路の改修などで、市民にとっては、一番気になるところの臨時市道整備の予算はどうなっているのでしょうか。

(土木)土木事業所長

臨時市道整備事業につきましては、基本的には今、建設課長が話したように、まだ来年度の予算については決まっておりません。ただ、前倒し、債務負担分ということで、毎年やっております部分については、今議会の中で1億円を予算として計上させていただいています。

新谷委員

ちょっと不透明な部分があるのですけれども、今度の常任委員会の中でも、それから前に現地視察に行きました陳情第3号の「市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について」と、それから陳情第10号「市道桜18号線の幅員確保及び整備方について」は、臨時市道整備事業で対応するのか、あるいは国の補助を入れた事業でやるのか、また、見通しはどうかお伺いしたいのですけれども。

(土木)建設課長

市道オタモイ通線は、前々回の建設常任委員会でも、私の方から答弁しましたけれども、街路ですから、やはり補助を入れてやっていかなければならないのではないかと考えております。ただ、何年からという話は、前回と同じく、まだはっきり確定したものではありません。

新谷委員

陳情第10号の市道桜18号線、これはどうですか。

(土木)土木事業所長

陳情第10号の桜18号線なのですけれども、これについては、仮に整備するのであれば、臨時市道整備でということなのですけれども、実態としては、陳情が上がる前に要望が来まして、現場の方を視察して回っておりますけれども、道路整備というのですか、さくを設けたり、路面の舗装をしたり、そういう形での維持事業費の中で対応しております。

新谷委員

そのほか、市民要望が出ているものがあるのです。これは平成14年3定で、北野議員から出されたところなのですけれども、清水町の中野植物園付近の中央バスの梅源線の狭あいな箇所の幅員は、3年後に改良すると言っていました。市長は用地取得のほか、支障物件、事業費など総合的に検討するというふうに答えておりましたけれども、この道路は、その後、どんな形で検討されているのでしょうか。

(土木)建設課長

あそこの狭あい部分、急に狭くなりまして、クランク状になっている道路ですけれども、将来的には、整備していかねばならない道路だと考えております。ただ、今、年次がはっきり何年からということは、ちょっと言いかねるという状況でございます。

新谷委員

臨時市道整備の対応ではなくて、国の補助事業というふうになっていくのですか。

(土木)建設課長

金額が高くなりますので、臨時市道整備では、なかなか対応できないのではないかなと考えておりますので、補助を入れることができれば、最高だと考えております。補助事業で行っていききたいと考えております。

新谷委員

ここは地権者が協力すると言っていますし、それからこれは再質問だったか、土木部長も3年後にと言っていたので、住民は、陳情や請願は出さないでいるのだということなのですから、平成17年には、工事にかかれるというふうにはならないでしょうか。

土木部長

中央バスの梅源線については、従前からいろいろ議論されているわけですが、私どもとしては、桜陽高校のところまで補助事業でやってきていまして、あの先につきましても、都市計画決定されている道路ということで、位置づけとしては、補助を入れて整備していくのが妥当だろうという考え方は持っています。

ただ、今、お話にありました部分につきまして、やはり、狭あいな部分が少しあるものですから、実際、そこだけを対象にして補助というのは、なかなか難しいだろうということから、私どもとしては、違った形で何か整備をできないかという検討はしてきておりますけれども、なにぶん、用地の問題だとか、建物の補償問題だとかということで、その部分だけをとらえますと、相当、費用がかかるということで、私どもとしては、この厳しい状況の中で、もう少し先送りができないかということで考えてございます。

新谷委員

ここはご存じだと思うのですが、子どもたちも通るということで、いっそうの安全を図らなければならないところだというふうに伺っていますけれども、そうした子どもたちの通学路の安全確保というのは、工事ができないのであれば、どういう形でやるのでしょうか。

土木部長

あそこの部分は、幸いにして本通線というか、バス通りの裏に、一応、一定の幅を持った通路的な部分がありますので、上の方から来られる方は、そちらの方を通られているという話も聞いていますし、私どもとしては、要は、バス通りの交通について、じゅうぶんに注意をしながら、中央バスにもお願いしているところです。私どもも交通安全施設については、ある程度のものは設置していきまして、車両通行上、支障のないように、そしてまた、歩行者については、あそこの部分ではなくて、建物がたまたまあるのですけれども、あの裏側を通っていただくようなことで安全を確保していきたいということでやっておりますので、その部分については、しばらくご不便をかけますけれども、そういった対応でやっていきたいと思っています。

新谷委員

相当、お金がかかるということですが、どのくらいかかるのですか。

(土木)建設課長

建物と道路で、1億円近くかかるのではないかと考えます。

新谷委員

財政が厳しいということで、その議論は別としても、実際には厳しいわけですから、なかなか大変でしょうけれども、特に、子どもたちが通る通学路、ほかにもたくさんあると思うのですけれども、ぜひ、その安全確保はしていただきたいと要望いたします。

それからほかに、市民から、臨時市道整備ではなくて、こうした大きな予算がかかるような要望というのは出ていないのですか。陳情・請願しかわからないのですけれども、出ていないのでしょうか。

(土木)建設課長

当課の方には、特にそういう話はあまり聞こえてきません。

新谷委員

それから、今日視察してきた陳情第21号です。これは現地の住民も来て、そんなに立派な歩道は要らないのだということでしたけれども、いろいろ道路用地の所有者がいたりとかということで、難しい問題もありそうですけれども、どのような見通しというか、基準でこれからやっていけますでしょうか。

(土木)土木事業所長

今日、現地を視察してもらいまして、委員に見てもらいましたけれども、その中で、我々が課題として現地の方で押さえているのは、何点かあるのですけれども、まず1点目については、現状の道路幅員が非常に狭いというか、通常、一般的には人が対面ですれ違うことができるには、最低でも、2メートル程度の幅が必要だというふうに考えておりますが、そのような歩道を現在の道路幅員の用地の中で確保することは、非常に難しいのではないかとということで、まず1点目にそういうことがあります。

ちょうど、今の市道認定されている区域の中に、一部、未処理の用地がございまして、その未処理の区域の中に、そういうものを設けていいのかという、その辺が一つと。あともう一つ、当然、夏ばかりではなくて、冬も道路として利用されているということであれば、現在の幅員の中で歩道を設けたときに、冬の除雪方法について、何か影響がないのか、そのような大きな課題があるということで認識しております。

その中で今回、現地の方、要望者もいらっちゃって、お話を聞いた中では、本来の歩道の形態をなしたものだという概念ではなくて、人が、児童が歩ける目印のようなものが何かあれば、というお話を聞いております。その中で、目印というのは、非常に抽象的な言い方で難しいのですけれども、端的に言うと、路側帯みたいなものを引くというのも一つの方法かなというふうに考えます。

いろいろな方法も考えられると思うものですから、その辺の課題も含めて整理をした上で、この点につきましては、従来から町内会、連合町会を通して、道路管理者の方に要望が来ていた件でもございまして、その辺も踏まえ、町内会の方のご意見を聞きながら模索していきたいと考えています。

新谷委員

そういうことで、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

水道料金及び下水道使用料にかかる減免事務処理要綱について

それでは次に、水道料金等の減免要綱について、お尋ねいたします。

この問題は、予算特別委員会の集中審議の中で、中身については、審議しましたけれども、この要綱を出しているのは水道局の方でして、改めて要綱を見てもみたら、少しおかしいところがあるのではないかとというふうに思ったのです。それは、平成14年10月前に、水道局の方から説明がありました。

老人世帯、それから母子世帯、障害者世帯の収入で、どのぐらいのところから減免になるのだということで、収入基準というのか、そこのところを教えていただいたのですけれども、ここでその要綱を見ますと、障害者世帯、これはこういうふうになっているのです。

次の各号のいずれにも該当する世帯ということで、「(1)世帯主が障害年金の支給を受けている世帯、又は、世帯主である妻が障害年金を受けている夫を扶養する世帯」ということになっています。それから、「(2)世帯に属する者の所得額合計が360万4,000円を超えないこと。ただし、世帯に属する者が1人を超えるときは、その超える者1人につき38万円を加算する」ということで、水道局の方から教えていただきました金額、収入は、1人の場合511万2,000円、2人の場合558万8,000円ということで、これ以下の人ということだったのです。

ところが、この(1)の世帯主のところを見ますと、これは私は重度身体障害者見舞金のところで、例を出したのですけれども、世帯主が夫で、それから奥さんが身障2級なのです。この世帯主は遊んでいるわけではなくて、本当に仕事が今なくて、時々アルバイトに行って、何とか生活をしている。娘さんから少し援助してもらって生活をしているという状態なのですけれども、それでもそれは世帯ですよ。

ところが、その人の場合は、収入がうんと低いわけで、老人世帯の所得制限と照らしてみても、もし、老人世帯であれば、それはじゅうぶん当てはまるのですけれども、今、年齢が老人世帯に該当しないものですから、はじかれるということになるのです。

老人世帯の場合は、1世帯1人の場合312万6,000円、2人の場合363万3,000円以下が対象になるということなのですけれども、収入から照らしても、ちょっとこら辺は不備があるのではないかなというふうに思うのです。

母子世帯の方は、今回、低所得者まで拡大され、見直されるということで、それはよかったなというふうに思うのですけれども、こういった場合、世帯の決め方というのは、ひとつ問題があるのではないかなと思うのですけれども、この辺は福祉部と相談しなければわからないというか、解決できない問題はあると思うのですけれども、ぜひ、その辺で、福祉部の方と相談して、この要綱の決め方について検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

水道局長

水道料金、下水道使用料の減免につきましては、財政再建、また、政策課題の一つということで、たびたび取り上げられているわけですが、今、委員がおっしゃいましたことにつきましては、要綱の中でも言うておりますように、世帯認定については、福祉部が企業管理者に通知するというのがございますので、そのことについては、お答えすることができませんけれども、今、いろいろな中でこれを見直していくときに、この要綱の在り方といいますか、これが所管の関係でいきますと、たいへん微妙な部分もありますので、今、言われましたことにつきましては、今後、市長の政策減免という位置づけもありますので、市長部局とも、そのことについて、整理をしていくということで考えております。

新谷委員

ぜひ、そういうことで、検討をお願いいたします。

高齢者・障害者世帯の置き雪対策について

それでは次に、置き雪に限ってお伺いします。

現状、高齢者、また、障害者世帯で、置き雪の対応をしている件数というのは、どのぐらいですか。

(土木)田中主幹

対応しているという形の中では、件数は押さえておりませんが、今、私どもで高齢者の方などから、苦情なり要望なりが来た時点で、現地を確認するなどしまして、それで高齢者、障害者だとか、そういう方につきましては、配慮する方法をとりたいということで、現在、行っております。ただ、件数は押さえておりません。

新谷委員

福祉部の出してきた重度身体障害者見舞金の関係資料によりますと、身体障害者1級、2級で、世帯主が重度身体障害者の世帯は、市内に1,200世帯もあるのです。そのほかにもいろいろなケースがあると思うのですけれども、こういうことで、これも福祉部に聞きましたら、身障者の場合は、12世帯しか除雪サービスを受けていないのです。

この数からして全体のちょうど100分の1で、たいへん少ない数なのですけれども、身障者ですから、本当に困っているという実態があると思うのですけれども、その辺のことも、私は昨年4定で、ぜひ、福祉部と土木部の連携で、置き雪の問題を解決してほしいという質問をしたのです。今回、菊地議員が、一般質問でこの置き雪のことを取り上げまして、いろいろ研究しているということでお答えをいただきました。

それで、私が聞いたところでは、旭川市の場合、行政と業者が協力して、除雪サービスの対象者を地図に落とし、そして置き雪にならないように、除雪に工夫をしているということ旭川の人にちょっと聞いて、調べて質問したのです。こういう点で、今回、研究課題というか、札幌、旭川、それから江別、この3市を研究して、これから参考にしていきたいということでおっしゃっていたのです。現状は、そういう程度だと思うのですけれども、小樽市で、こういうものを参考にして実施する場合、どのような課題があるのでしょうか。

(土木)田中主幹

今、旭川、札幌、江別、それぞれ3市の調査をした結果、札幌市につきましては、有償ボランティアという形でやっておりますし、旭川市につきましては、土木部が主体で無償という形で行っております。また、江別市につきましても、高齢者を問わず、一般市民も含めまして、有料という形で行っておりますけれども、小樽市がどういう形で行っていくかということにつきましては、費用の問題、また、作業の方法、その範囲などというものを、今後、福祉部とつめながら研究をしていきたいというふうに考えております。

新谷委員

研究をしたいということで、1年がたっているのですけれども、このぐらいで何とかしていただきたいと。

今、本当にネックになっているのは、何かと思うのです。そんなに難しいことではないような気がするのですよね。今、申し込んで申請してくれば、そこに行くということですから、それをもっと制度化して。

申請があれば、そこに行くということは難しいことなのですか。

土木部長

福祉対策の一環としての置き雪対策ですけれども、今、言った難しいというのは、どういうところかという、やはり、一番には、費用がかかるということでして、当然、我々としては、その路線における除雪をやっているわけですけれども、障害者の家庭ばかりでなくて、一般の家庭にもどうしても置き雪というのは出てくるのです。

そういったところにおけるものについては、家の前に置き雪をしていきますけれども、地域の方々の協力を得ながら、そして住んでいる方の協力を得て、対策として自分でやっていただきたいというのは、市民にお願いしているところなのです。

置き雪を除去するとなれば、もう一回、機械が戻って作業するとか、改めてまた違う機械で入っていくとか、いろいろな方策があるのですけれども、大きな課題としては、やはり、費用が少し増えていくだろうというのが一つと、私どもも、今、各都市でやっているいろいろな置き雪対策の方法を聞いているのですけれども、一つは、札幌市の例をとりますと、ボランティアでという話もあるのですけれども、これなんかも、地先の人たちに多少の費用を負担していただいているというのが実態でございます。

最近、そういった置き雪の間口除雪というものを、別な角度から業者の方が、年間数回やって幾らと請け負う制度が、小樽市内でも、大分そういった動きが出てきているものですから、多少、自己負担がかかるのですけれども、そういった除雪の方法が小樽でも少しずつ普及してきているというか、だんだんそういう制度を、業者の方々の除雪でやっていただけることも出てきているのかなと、こんなふうには思っております。

新谷委員

費用がかかるという、お金のことを言えば、何もできなくなってしまうのではないかなと思うのですけれども、いろいろな形があると思うのです。それにしても、これだけ重度身体障害者の世帯、世帯主だけで1,200世帯があって、その中にはマンションに入っている人もいるかもしれないし、私もちょっと実態はわかりませんが、そのうちたった12世帯しか除雪サービスを受けていない。これは福祉部のサイドになるのかもしれませんが、少なくとも道路パトロール車が回っているわけですから、旭川市でやっているように、除雪サービスの対象者を地図に落として、置き雪にならないように除雪を工夫する。その入り口として、少なくともパトロールする市の方として、ここにこういう困っている人がいるのだということで、地図に落として見て歩くぐらいは、まずはできることで、それはお金はかかりませんよね。それから次に、ひどい所があったら、そこへ行くとか、もう少しいろいろな工夫の仕方があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

土木部長

今、言われたように、確かにその地域、地域で、そういった障害者世帯、弱者の方の位置というのはわかるのですけれども、我々も福祉部といろいろ議論している中で、旭川市でやっているかどうかちょっとわかりませんが、実際に、その家庭の前にポールを立てて、除雪のオペレーターがその場所へ行ったら、ちょっと注意をしながら自宅の前を除雪するという方法も、これは一つの方法としてあろうかと思えます。

ただ、そうなったときに、あそこの家は、障害者、また、お年寄りしかいないということで、これもまたプライバシーの問題になるのでないかというような意見もありまして、そうすると、オペレーターにどういったところ、対象世帯のすべてを覚えさせるのは、一つの方法ではあるのですけれども、やはり、作業をやっている中では、どうしても全部覚えきれずに、そういった場所、対象世帯を通り過ぎていく場合も出てくるというふうになれば、やはり、現地で表示をするのが、一番理想だろうという考え方を持っています。それを福祉部とも、いろいろと検討している中では、もし、そうなるプライバシーの問題にかかわってくるとか、いろいろな意見があるものですから、先ほどお話ししましたように、これからこういった形で、その辺を整理をしていけばいいのかということを研究していきたいと思っています。

新谷委員

ぜひ、研究していただきたいと思えますけれども、ずっと先へ伸ばさなくて、なるべく早くやっていただきたいのですけれども、ポールを立てるだとか、そういうのは私も、今、こういった情勢で、いろいろな事件も起きていますし、それは、やはり、うまくないのではないかなと思うのです。

でも、除雪する側が対象世帯を押さえるという部分については、それは、だれもわからないことですから、その辺で、ぜひ、連携してやっていただきたいと思うのです。記憶がちょっと定かではないのですけれども、小樽はたしか6万7,000世帯ぐらいあって、対象世帯は、そのうちのわずか1,000世帯ほどですから、そんなに大きな数ではないので、ぜひ、早く解決するようにお願いしたいと思います。

公共施設のトイレの水洗化について

それでは、次に、市の公共施設トイレの水洗化について、お伺いします。

現在、水洗処理可能区域は、どこまで進んでおりますか。

(水道) 下水道事業所長

処理可能区域というのは、事業認可をとってしまっていて、水洗化にするに当たって、下水道区域を決め、それの中で事業を進める上で少しずつ拡大をしていくわけですが、その整備した区域に本管が入ります。その本管が入った区域で、もう既に水洗化が可能であるという区域がございます。何らかの事情で、そういう箇所にもかかわらず、水洗化をしていないというところもございます。

新谷委員

だいたい、市内全域が終わったのですか。

(水道)下水道事業所長

認可に向けてやっておりますので、認可箇所については、かなりのところまで進んでおります。普及率としましては、97.2パーセントということでございます。これに伴いまして、水洗化率、これが92.7パーセント、そのくらいまで進んでいます。

新谷委員

そういうところで、市の公共施設のトイレの中で、水洗化になっていないところがあると思うのですが、どこがあるでしょうか。

(水道)下水道事業所長

市の公共施設で、まだつないでいないというところは、公園で4か所ございます。それから、市営住宅で4か所ございます。小中学校で2か所ございます。その他2か所、合わせまして12か所が、まだ未水洗ということでございます。

新谷委員

それでは、学校と病院を抜かして、それぞれの課でこれに関係しているところはどこなのでしょう。

(建都)住宅課長

市営住宅の話が出ましたので、私の方から話をしたいと思います。主に簡易耐火構造平屋建の建物です。それと簡易耐火構造2階建の建物、そういったような古い住宅があるところということで、オタモイ、桂岡、これは両方とも住宅再生マスタープランで建替計画がありますので、そういったことで、そのときに水洗化をしていこうということで予定をしていたと。住宅再生マスタープランは、いろいろと議論がありますので、そういったことでございます。

それからあと、もう人が住んでいないところで、奥沢B住宅と、長橋B住宅、これは用途廃止を予定しておりますので、現在、人が住んでいない住宅であります。これも水洗化はしていない。そういうところでございます。

(土木)公園課長

公園につきましては、現在、小樽公園の中のこどもの国、2か所のうち1か所がまだ水洗化になっておりません。そのほか3か所ございまして、オタモイ3丁目公園、張碓町のあおばと公園、それから、若竹町のうぐいす公園、以上でございます。

(土木)土木事業所長

土木部所管であります土木事業所についても、入っておりません。

新谷委員

土木事業所は、まだまだしないのですか。

(土木)土木事業所長

水洗化の工事というのですか、下水道の工事を鋭意やっております。区域に入ったばかりだということなものですから、できれば水洗化していきたいと思っております。

(水道)下水道事業所長

今、土木事業所の方で話しましたけれども、公園だとか、それから学校だとか、私どもが整備を終わりましたら、すぐお願いをするわけですが、皆さんの方から積極的な意見をちょうだいしております。近い将来水洗化したいというようなことまでは聞いておりますが、年次がどうこうということまでは、私どもの関係でございませぬので、よろしく申し上げます。

新谷委員

公園なのですけれども、小樽公園には立派なトイレが一つできました。あと三つ、オタモイ3丁目公園、あおばと公園、うぐいす公園。このうぐいす公園は、ちょっと小さいのですけれども、子どもたちが、ちょこちょこ来るところなのです。これら公園の水洗化、今後の見通しはどうか。

(土木)公園課長

お金の話をしますと、財政難という中で、そういう問題もございますけれども、地域の方から、現実にそういう要請なり、お話も私どもは承っております。それで、そのあたり、水洗化につきましては、計画を立てて、また、それから優先順位と申しますか、その地域の公園の使われ方がございますので、そういう優先順位を加味しながら、可能な限り水洗化を目指していきたくと思いますけれども、今後、そういう形で逆に要請をしていきたいなど。内部で、そういう形でまた位置づけはしていきたいと考えているところです。

新谷委員

どうも話を聞くと、何かお金がかかるので、なかなかできないような気がするのですけれども、公園はいろいろな人たちが利用しますよね。公園によっては利用の頻度が少ないというか、そういうところもあると思うのですけれども、その中でも、今おっしゃった優先順位もあると思うのです。では、それでいったら、どこなのだというふうに聞きたくなるのです。今の子どもたちは、なかなか、くみ取式のトイレに入れないのですよね。

それで、そういう困ったこともあるのですけれども、ぜひ、そういう中で、なるべく早く位置づけてやっていただきたいと思うのです。この四つの公園の中で優先順位というのは、つけているのですか。

(土木)公園課長

そういう意味での、この公園の中で優先順位をつけているという形ではなくて、もし、やるとしたら、どういう条件が備わったらやれるのかと、そういうふうに私どもは考えてございます。今の時点で、この四つの公園のトイレの水洗化について、ある程度考え方というのはありますけれども、それをこういう順番でとか、そういう形で、例えば、利用人数を基本とするのか、それとも、いろいろな地域の要望、それと地域の状況、いろいろな形がありますので、何を基準として水洗化の優先順位を決めていくのか、そういう問題もございます。その辺は内部の方で検討をしていきたくと思っています。

新谷委員

なかなか市民の実態というものも、つかめておりませんが、お金がないということもあるかもしれませんが、市民要望に応じて、ぜひ、これは位置づけてやっていただきたいということを要望しまして、終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐々木(茂)委員

組織機構の見直しについて

まず初めに、平成16年度の組織機構の見直しについてでございます。

殊に、建築都市部と土木部が統合されるというふうに打ち出されておりますが、その辺の組織統合の考え方について、お伺いをいたします。

建築都市部次長

それでは、私の方から、まず、建設部の概要を含めてお話をし、その後は、私ども建築都市部にかかわる部分について、説明をいたしたいと思っております。

まず、建設部に、当然、部長が1名ということで、その下に、次長職3名を配置の予定であります。1人は事務担当次長、それから技術担当次長、それにまちづくり推進室長、この3名の次長職です。その下に、九つの課と、

3名の主幹を予定してございます。

建設部の一番の目玉といえますが、それは、まちづくり推進室でございますけれども、これは、まちづくりの総合的な企画調整と、事業推進機能の全庁的な強化を図ると、こういう趣旨で設置するものでございます。このまちづくり推進室は、2課体制で考えておりまして、まちづくり推進課、これは新たに作る課でございます。それと現在の都市計画課、この2課でまちづくり推進室ということで考えていまして、現行の都市環境デザイン課にございます景観デザイン係は、この新たにできるまちづくり推進課の方に移行されることとなります。

そのほかでは、庶務の一元化ということを考えてございまして、新たに庶務課ができます。それから、関連する業務の一元化と、こういうことも考えてございまして、これで市民サービスの向上につなげていきたいというように考えております。現在、住宅課庶務係というのがございますけれども、これが新たな庶務課の方に移行するということになります。

それから、現在、都市環境デザイン課にございます開発指導係が、新たにできる宅地課の方に移行することとなります。現在の住宅課と建築課を統合して、新たに建築住宅課というのをつくりまして、こちらの方には、先ほど言いました庶務課の方に、住宅課の庶務係が移行しますので、現在ある住宅課の計画係と管理係を統合しまして、住宅係ということで、建築住宅課の方に移行することとなります。

それから現在、建築指導課がございますけれども、建築指導課は、係の名前は変わりますけれども、内容的にはそう大きな変動はないということでございます。建築都市部の関係では、以上でございます。

土木部次長

今、建築都市部次長の方から概略を話しましたが、特色といえますか、そういうことで、あとはこの二つの部が大きいかかわる部分ということで、やはり、業務の中で重複している部分があると。それらをいかに一元化していくのかと。

その一つが、先ほどのように業務の一元化の中には、庶務を一元化する。あるいは私どもは、維持業務ということで、道路、公園、そういったものを維持管理してございますけれども、地形的に横に長い小樽なものですから、今までですと公園、そして道路ということで、重複する形で維持業務をやってございましたけれども、そういったものを何とか効率よく一元的に維持管理ができないかということで、公園と道路、土木事業所を合体する形で、維持課を設けたいということで、一元化を図ってございます。

庶務的なものは、先ほど申しましたけれども、それ以外に建設部門で、従来、建設課、公園課ということで、今と同じような形で、それぞれ公園、道路、建設部門を持ってございましたけれども、ある意味で大きな街路を含めた道路事業、あるいはまた、大きな郊外における公園整備が終わってきたということで、こういった建設部門も一元化をしたいということで考えてございました。

さらに、先ほど、冒頭で申し上げたとおり、実は、建築都市部の中で、私どもと共通で持っていた事業がございます。これはご存じのとおり、急傾斜地であるとか、あるいはがけ地の対策、こういったものが、私どもの道路部門にかかわるものと、民地にかかわるものということで、それぞれ分かれてございましたけれども、こういったものも一元化をして対応をしたいと。

さらに、実は、平成13年4月から、土砂災害防止法というのが制定されてございまして、土砂災害の防止、そういったものも含めた地域の指定であるとか、総合的な開発、調整ということで、全市的に大きなエリアで指定をしていかなければいけないと、そういった事業がございますものですから、建築都市部と私ども土木部が持っていた業務を一元化しまして、新たに宅地課ということで、二つのそれぞれの部が持っていた業務を統合すると。

そのようなことで考えてございまして、私ども土木部の中では、建設部門、維持部門、管理部門、先ほどと重複しますけれども、庶務部門、そういったものを一元管理をしていきたいと、そういうことが大きな両部の統合に向けた考え方でございます。

佐々木（茂）委員

事務事業の見直し等について

それから次に、これらの人員が削減された組織の中で、事業の見直しが行われ、また、新規事業と、それから維持補修だとか、そういったものについては、カルテを作成して全庁的に順位を決めて、計画的に行うというふうなことがございますが、今年度に行って、その後、休止する事業等は、どういうものがあるのか。それから、それらのことについて、過日の新聞報道によれば、数億円程度を見込むというふうなことが書いてございますけれども、その辺のことについてお願いをいたします。

土木部次長

今、財政健全化の関係でのご質問だと思いますけれども、私ども、先ほど申しましたとおり、道路にしましても、公園にしましても、ある意味であれば、大きなものはある程度見通しがついている。財政健全化の中で申し上げますのは、当然、平成15年度から平成16年度に引き続いて残っていく事業、例えば、船見線が一部残ってございますし、銭函新通線、こういったものも残ってございます。そういったものは当然、次年度に引き継いでいくと、

あるいはまた、既に、平成16年度の国に対する補助事業の要望等を出してございますので、そういったものについては、引き続き継続をしながら、事業を進めていきたいと思っておりますし、維持部門につきましては、現在、内部でいろいろ見直しをかけてございますけれども、そういったものは、基本的には実施をしていく中で、新規に着手するものについては、考えながら先送りするとか、あるいはまた休止をするとか、そういった中で考えてございまして、平成18年度以降、すべてやめていくということではなくて、その間に出てくる事業もあると思っておりますので、そういったものも勘案しながら、基本的には、新規事業を先へ送っていくと、そのような考え方を持っております。

（建都）住宅課長

建築都市部の関係で、ちょっと申し上げたいと思います。いろいろと今回の議会でも議論がございまして、歴史的建造物関係の助成については、今までまちづくりという観点から推進をしてきたということでございますけれども、今回の財政健全化、そういった視点も踏まえまして、議会議論でいろいろなご意見があったということでございますけれども、平成16年度については、助成率を下げるということ。それから、一応、平成17年度以降については、休止という形での申し上げ方をしたわけですが、議会議論も踏まえて、何とか歴史的な建物が解体されたり、そういったことのないように、今後とも改めているいろいろな方策については検討していく。そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

それから、今まで進めてきた事業の中で、一つ終了しますのは、中央通の土地区画整理事業、これが平成6年9月に事業計画決定をしてから、かれこれ10年近くたちましたけれども、いよいよ来年の3月いっぱいまで事業はすべて終了する予定になっております。まず、それに基づきまして、土地区画整理だとか、あるいは街路整備だとか、道路整備、こういったものが進んできたということでございます。

これによって、小樽駅前を中心とする小樽の顔といいいますか、小樽の玄関口の整備が進んだこと、それから中央通の整備が進んだことによって、小樽市の骨格といいいますか、縦軸の整備も進んで、それが観光あるいは商業等についても、非常に好影響といいいますか、いろいろな良い影響が出てくるのかなというふうに思っております。

それから、建築都市部で大きな予算を持っております住宅整備等でございますけれども、住宅整備については、既存住宅の補修という形と、新たな建替事業という形で、これまでも進めてきたわけでございますけれども、既存住宅の整備につきましては、日常的な整備ということが必要でありますし、また、既存住宅については、計画的に修繕を行っていくということも必要になっております。

これは財政健全化の観点も、もちろんあるのですけれども、住んでいる方の住環境整備というのは、これはやらなければならないということでございまして、財政健全化で非常に厳しい状況ではありますけれども、これは引き

続き進めていこうと考えております。

それから、新しい住宅の整備等につきましては、今までいろいろと説明を申し上げてきましたけれども、オタモイB住宅については、平成16年、17年、18年、19年と、こういう4年間で整備を行いますし、それからその後、これは前回の議会でも、報告を申し上げましたけれども、道営住宅であります若竹住宅、これを市営住宅に事業主体変更をいたしますので、オタモイ住宅の整備終了後については、そういったものを、課題として行っていかなければならないということでございます。

建築都市部につきましては、今まで行った事業については、当然、見直しは行ってまいりますけれども、市民生活に密着する部分が多いということございまして、引き続き、今までの事業については継続をする中で、いろいろと事業展開を図っていくと、こういう考え方でございます。

(水道) 下水道事業所建設課長

下水道事業について、説明いたします。下水道事業は、昭和31年から事業に着手しておりまして、下水道の処理区域の拡大、水洗化の促進という形で、市民生活のライフラインを守る。さらには水環境の創出を図るということで、現在も継続して進めております。

それで、下水道事業につきましては、管きょ整備、ポンプ場や処理場整備等がございますけれども、下水道施設はご存じのように、いずれにいたしましても耐用年数がございまして、これからは着実に、計画的に、財政状況等、それから費用対効果等を考えながら、経済的に総体的に判断しながら、進めていかなければならないと思います。

いずれにいたしましても、整備拡張の時代から維持管理の時代に移っておりますので、建設コスト、維持管理コスト等の削減に向け、それにじゅうぶんに配慮した整備に努力していきたいと、このように考えております。

佐々木(茂)委員

統合される中で、人員も削減される、事業も削減されるというふうなことが頭の中であって、小樽市に与える経済効果に非常に影響があるのではないかという観点からしまして、質問をさせていただきましたが、ただいま、この件については、継続する事業、また、補修する事業は進めるのだという答えをいただきまして、ちょっと一安心したところでございます。

街路灯維持管理及び設置助成について

次に、街路灯の維持管理助成について、例えば、平成14年度では5,300万円、平成15年度は5,000万円、それから設置助成については、平成14年度の事業実績で、56町会に対して、707万3,000円。それから、私道整備助成が8件で810万7,600円、ロードヒーティング整備助成が5件で92万5,500円と、このような形で支出されてございます。これらについても、削減をするという形でございますけれども、これについては、どのような方向になるのか、わかればお知らせいただきたい。

(土木) 管理課長

補助金関係の質問ですけれども、特に金額的に一番大きいのは、街路灯関係のいわゆる維持管理の補助金ということで、平成15年度につきましても、当初予算の中で議論いただいたということですが、平成16年度以降についても、厳しい財政状況でありますので、補助金関係につきましては、今後の中で、またどの程度、もちろん住民要望が高いものばかりですので、なかなか削減をするというのも、スムーズにいくかどうか難しいところがありますけれども、財政状況を踏まえながら、あるいは住民の方と協議をしながら、改めて決めていきたいと考えております。

佐々木(茂)委員

市営稲穂駐車場の民営化について

次に、市営稲穂駐車場の民営化でございますが、これはどのような形に移行される予定でございましょうか。その内容について、お伺いいたします。

(土木)管理課長

稲穂駐車場の問題につきましても、たびたび議論をいただいて、今後の取扱いについてどうしようかという内部協議を進めているところでございます。現状の中では、稲穂駐車場自体は、借入れの償還の方は終わっております。

ただ、施設がかなり老朽化しているということで、その施設の維持についての費用がかかるということで、現在、委託をしております、管理、運営をしていただいておりますが、その費用との関係の中で、例えば、貸付けをするとか、財産を処分するとか、いろいろな案が出ておりますが、来年度あたりに向けて、具体的にどの方法をとるかは別にしても、市の直営の形からは外して、何とかしたいというふうな考えは持っておりますが、まだ結論は出しておりません。

佐々木(茂)委員

水道料金の収納システムについて

次に、水道料金の収納システムのことについて、お尋ねをいたします。私の聞いている範囲では、金融機関、郵便局以外のコンビニエンスストアなどでも、料金を納付できるというシステムになったと思っておりますが、それはいつから開始されておりますか。

(水道)営業課長

水道料金の収納方法についてのお尋ねかと存じますが、コンビニエンスストアにつきましては、平成14年10月から使用開始となっております。金融機関、それから郵便局については、従前からそういう形でやっているところがございますけれども、その他の方法といたしましては、納入方法ということで申し上げますと、郵便局あるいは銀行等の口座から引き落とす方法、これは真っすぐ私どもから金融機関等の方に、何々さんとの契約ということで口座引落としをお願いしますという形のもので、それから今、ご質問がありましたような方法で納める場合は、納付書を個人のお宅の方に送っております。

月に2回、小樽の場合はA区、B区と大きく二つに区域を分割しております、A区、B区について、月初めと月末という形で、だいたい3,400件くらいのペースで2回に分けて送っております、その方々については、今、ご指摘の郵便局、銀行、それから、コンビニエンスストアなどで納めていただいているのが実態でございます。

佐々木(茂)委員

コンビニエンスストアでの取扱件数はわかりますか。

(水道)営業課長

現年度10月末現在で、1万9,000件余りということになっております。

佐々木(茂)委員

1万9,000件ということでございますが、これにかかる取扱手数料は、いかほどの支出でございましょうか。

(水道)営業課長

現時点で、87万8,000円余りというふうに承知しております。1件45円ということになります。

佐々木(茂)委員

この収納にかかわりまして、バーコードのプログラムミスというのでしょうか、ふぐあいが生じたというふうに聞いておりますが、これらの処理、また、苦情だとか、それらのことについて、お願いをいたします。

水道局長

今、営業課長から答弁申し上げましたけれども、このことにつきましては、現在、水道局全体で取り組んでいる課題でございますので、私の方から、その経過と今後の対応、それについて、答弁申し上げたいと思います。

今、営業課長が申し上げましたように、コンビニエンスストア、いわゆるローソンとか、セブンイレブン、そこでの料金収納ということでございまして、件数的には、全体のまだ4パーセントぐらいでございまして、地域住民の方の利便性を考えますと、コンビニエンスストアでの料金収納は、たいへん重要な手段だったと思います。

ただ、このたび、コンビニエンスストアでお願いをしております収納用バーコードに不都合がございまして、一部ご入金をいただけないということがございました。これにつきましては、従来からコンビニエンスストアの方から、バーコードの読み取りが非常に難しいということで、いろいろクレームがございましたので、水道局として、このバーコードの読み取りにつきまして、改善策ということで、実際、委託業者と協議をさせていただきました。この水道料金の調定収納管理システムにつきましては、業者に委託をさせていただきますので、そういった意味では、コンビニエンスストアからのクレームにつきまして、改善努力をしている最中のアクシデントでございました。

この原因につきましては、申し開きはできないのでございますけれども、単純な印刷ミスでございまして、バーコードの読み取りをする部分に罫線が入っているということでございました。問題点につきましては、先ほど申し上げましたように、委託業者のレベルの問題、それからさらには、水道局と委託業者との連携や、チェック、これがじゅうぶんに機能していないということを反省してございます。

今後につきましては、今、申し上げました委託業者と、現在、さらなる精度の向上に向けて、鋭意協議をさせていただきます。こういったケアレスミスのないように注意してまいりたいと考えてございます。

なお、今回の業務の経過に伴います経費につきましては、契約上、当然、委託業者に負担をしていただくということで考えてございます。いずれにいたしましても、今、申し上げましたように、はしょった説明で申しわけないのでありますけれども、一部そういった不都合がございましたことについては、たいへん申し訳なく、ご心配をかけましたことにつきましては、深くおわび申し上げまして、こういうことがないように、水道局全体でさらなる精度の向上に向けて取り扱っていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

佐々木（茂）委員

多数の納付があるということでございます。局長から答弁をいただきましたので、その方向で今後とも収納の努力をしていただきたいというふうに思います。

上下水道事業経営懇話会について

次に、上下水道事業経営懇話会というのが、年に2回ほど開催されているというふうに伺っておりますが、これについても、前にお伺いしているのかもわかりませんが、私は初めてでございますので、改めてこの件について、開催の内容と、これが水道局の運営にどのように反映されているのかということについてお願いをいたします。

（水道）総務課長

ただいまの上下水道の経営懇話会の部分でございますけれども、懇話会につきましては、その設置目的を、若干、述べさせていただきますけれども、平成14年4月に要綱を立ち上げまして、上下水道の健全な経営について、広く市民の意見を反映させるために設置したと、こういうものでございます。

開催につきましては、平成14年度は、運営とか委嘱がございましたので3回、それと平成15年度につきましては、既に1回やってございまして、今後、1回予定して、当初予定してございました2回は消化していきたいという考えでございます。

また、これまでの開催内容といたしましては、まず、上下水道の概要説明、あと、朝里ダムあるいは浄水施設の見学、視察です。それと水道局の広報誌でございます「水おたる」についての意見交換、また、上下水道の予算並びに決算状況が主なものとなっております。

また、事業への反映ということでございますけれども、実際は、特に関心がございまして「水おたる」について、もっと見やすくとかという形で、そういった意見を反映しながら、あるいは、記事内容等の部分もご意見をいただいているところでございます。

また、施設整備等につきましては、かなり専門的な部分もあるということもございまして、やはり、見学、視察を通じて、今後の老朽化しております施設整備の方針等々につきまして、できるだけわかりやすく説明し、ご理解とご意見等をいただいきたいと、こういうふうに考えてございます。

佐々木（茂）委員

水道料金減免にかかる負担金について

次に、最後になりますけれども、私は不勉強なものですから、簡単に教えていただきたいのですが、水道料金等の減免がございますね。福祉部の所管だと思うのですが、水道料金は、本来であれば、例えば、100円いただくところを、減免するから50円、50パーセント引きみたいな形であれば、水道会計の収入には50円というふうな形が入ってくるのでしょうか。そして、一般会計の方から、例えば、負担金として50円というふうなくみになっているのか、その辺だけひとつお教えいただいて、質問を終わりたいと思います。

（水道）営業課長

水道料金の減免にかかる負担金の流れということかと思いますが、委員がおっしゃるとおり、水道局といたしましては、減免という形で、半額をちょうだいいたしますが、後ほど一般会計の方から、さらに半額を収入としてもらっているところでございます。

佐々木（茂）委員

あくまでも収入は、減額したものが収入の分に入っているということでしょうか。そして、負担金、営業外収益という形でございますか。

（水道）営業課長

お見込みのとおりでございます。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移しますが、佐野委員からは質問はないと伺っておりますので、次に、民主党・市民連合に移します。

武井委員

開発行為における道路幅員確保について

先ほど説明いただきました議案第19号、第20号の関係で質問させていただきます。

一つは、先ほどのお話の中で、ニュータウンの開発が終わったと。そういうことで、だから市道認定するものだと、こういう説明をいただいているのですが、私はこの中で、例えば、オタモイ竜徳保育園通分線、あるいは、春香ニュータウン仲通線、同じく南1号線、南3号線、北1号線、北3号線、これらの6線を見ると、幅員が6メートルになっているのですよね。今回、陳情の第21号もありましたけれども、あれは、けっきょく、歩道を設ければ、道幅が2メートルとられてしまって狭いのだと。

歩道を設置できないというのはこういう理由なのですか。ところが、今回の新しく開発をした道路は、幅員を8メートルにするべきではないのかと。これがまた、基本路線は8メートル、いろいろ特殊な場合は6メートル、4メートルというのがありますけれども、こういうニュータウンの開発したところは、少なくとも8メートルの道路幅員を確保すべきでないかと。これが今回6本あると。

これは、私は市道の認定上からも、ちょっと問題があるのではないかなと思うのです。新しく認定をしてくれとかなんとか、それはどうしようもない特殊な場合は、これは6メートル、4メートルというのがありますけれども、そのことは知っています。けれども、新たにこういう開発行為でできた道路、これはやはり所定どおりの8メートルにすべきではないのかと、これが私の考え方なのですが、それに対する答弁をお願いします。

（土木）用地課長

委員がご指摘のとおり、今回の認定路線につきましては、幅員が8メートル、6メートルという道路なのですが、先ほども私が説明しましたが、所管は、私の方ではございませんけれども、当然、開発行為者は、開発行為という中で、小樽市へ帰属された道路ということで、開発行為の手引などの中で基準を設けてございまして、こ

の団地における幅員については、幹線、それから補助幹線という部分についての取決め、基準がございます。

そういった中で、この8メートル、6メートルという幅員で開発行為をしてもらったという形になりまして、当然、この部分についても、土木部とも協議をする中で、道路幅員を決めてきております。確かに、今、こういった雪の多いシーズン、また、歩道だとかという問題があった場合に、当然、幅員は広い方がいいわけでございますけれども、この区域内のすべての道路を8メートル以上の幅員にしていくということが必要か、また、その拡幅部分だけ宅地の面積も、当然、減っていく部分もございます。そういった中で、基準を設けて、幹線と幹線ではない道路についての幅員を分けているのかなと思っております。

また、市道の認定基準でいきますと、ご存じのとおり、既成の市街地においても4メートルの用地、その幅員がとれば、認定ということもございます。まだまだその部分でいけば、広い道路にはなっているのかなというふうに認識をしております。

武井委員

私は、6メートル幅員のとれないという、そういうものは認定をしてはだめだと言っているわけではないのです。

こういう開発行為で、あらかじめ、そして開発した結果、道路を市に寄贈すると。こういうような場合は、やはり、所定どおりの8メートル、少なくとも最低限度の8メートル、市道認定基準の8メートルというのを確保すべきではないのかと。

今回の路線は、みんな歩道がついているのか、ついていないのかはわかりませんが、また、後から歩道をつけてくれ、あれをつけてくれということになるのか。また、市道になると除雪をしなければならない。あるいは道路の除雪をした結果、みんなが歩くところが、ふさがってしまうとかなんとかと、いろいろと要望が来る。

今、住宅を建てる面積が減るとかなんとかと言っていましたけれども、これらも変な話だけれども、きちんとした基準になっていけば、その人たち、開発業者は、これはまあしょうがない、これは道路用地だと思うかもしれませんが、そういうその業者の利益にかかわる問題です。家が1軒でも多く建築できるように道路幅を狭めて、そして家を1軒でも多くできるようにすれば、業者は喜びます。

けれども、これからまちづくりをする上においては、やはり、最低限度、これは何としても幅員8メートルが必要ではないかと。

例えば、住吉町の南小樽駅の下のところ、これは、以前に陳情が出たのだけれども、どこかへ行ってしまいました。けれども、このときも、8メートル確保せよと。50センチ足りなかったのだけれども、8メートル確保せよということで、わざわざ本田さんという家を50センチ動かしたわけですよ。そういうようなことをして、これからつくる道路は8メートル確保しなければだめだと言って、きちんとやっているところもあるわけです。

ところが、これからできるニュータウンで、道路をつくる場合は、私は、所定どおり、幅員8メートルというのを、業者に認識させるというか、「市道にするためには、8メートルが必要なのだ」と。

私は、業者に対し、こういうような認識をさせるべきではないのかと、こういうふうに思うのです。

こう配であろうと、何であろうと、最低限度の市道認定基準というのがあるわけですから。それはもちろん、できるだけ利益になるような方法で業者はやってほしいでしょう。けれども、私は、まちづくりの上においては、やはり、8メートル道路を確保してやるべきだと、私はそう思うのですが、反論があったら言ってください。

(建都)都市環境デザイン課長

開発行為の道路につきましては、いろいろございますが、道路の区分といたしましては、区画外道路につきましては、先ほど申しましたように幹線道路、準幹線道路、また、区画道路というのがございまして、その中では確かに幅員は広ければよろしいのですが、6メートル、8メートルという区画道路の基準もございまして、そういった中で、今、開発をさせております。確かに雪の問題とか、そういう面で行きますと、そういう道路の造成ということとは、指導していかなければいけないかもしれませんが、やはり、そういった基準がございますので、基準

に準じてやってもらってこういう現状でございます。

武井委員

もちろんそういう基準があることは、私は知って言っているのだけれども、例えば、そういう団地なんていうところは、どうしても火災などのリスクをいっぱい抱えています。ああいう団地ですから、多くの住宅があるわけですから。そういうところに消防車が入るなど、いろいろなことを想定して、そういうような事故や火災などがあつた場合のことも考えて、新たにつくるタウンですから。そういうようなところは、最大限の条件を当てはめて、そして市が譲り受けると。私は、こういうふうにするべきだと思いますので、今後の参考になるかならないか、皆さん方の参考にして、そういう取組をする気があるのかなのか、気構えだけでいいから、教えてください。

(建都)都市環境デザイン課長

そういう基準がございますが、道路管理者等といろいろと協議をしながら、いろいろな状況があると思いますので、一概に、今、こうだというふうには言えませんが、そういう幅員を考えながら、今後、対応していきたいと思えます。

武井委員

開発業者は、それで、もうけているわけですから、その後は、道路を市に寄贈するわけですからね。

私は、開発業者の問題について、言いたいことはたくさんありますよ。例えば、ロードヒーティングを敷設する。したのはいいけれども、後で道路を市に寄贈したら、今度は、市が全部その経費を負担しなければならない。いろいろ今、財政が厳しいと言いつつも、そういうことをせざるをえないわけですから。

だから、一応、そういうことになっているわけですから、それは私は文句は言いませんけれども、寄贈を受けるときは、できるだけきちんとした形です。民間業者で建てているところは、最低のところ、3メートル50という道路もあるわけですから。

私は、4メートルもあるし、6メートルもあるし、それはいろいろあることは知っているのですよ。けれども、開発行為をして、市が寄贈を受けるときの道路幅、幅員は最大限のいろいろなりリスクなども考えて、やはり、8メートル道路というのを確保すべきだと、これだけは言っておきます。

国道5号東小樽交差点付近の横断歩道設置について

次も、同じく道路の問題なのですが、国道5号の問題です。東小樽交差点からさくら学園のところまで、バス停が途中にあるのだけれども、あそこは、さくら学園のところから、マンションがあり、開発局の官舎があり、アパートもあって、ずっと住宅がつながっているところなのです。

ところが、東小樽交差点から、札幌に向かって、バス停は海側にあるのですが、東小樽バス停から、海員学校下のバス停まで行かないと横断歩道がないのです。けっきょく、ずっと、さくら学園の向こうまで行かないと、信号機のある横断歩道がないのです。

そして、あそこは非常に危険な地域なのです。道路がゆるく曲がっているので、住民の方はあそこに何とか横断歩道ができないかと、こういうことでいろいろと悩んでいます。これは立地上、当然のことなのです。しかも、国道から下の方の船浜町の人たちが、下の方からずっと国道に上がる道路にもなっている。恐らくバス停やなんかがあるから、正規の市道ではないと思いますけれども、ああいう道路がついたのでしょう。とりあえずそうなっている地形上の問題があります。

それで、これはもちろん市民部の関係も出てこようと思いますが、何とか国道5号の安全のことも含めて、このところに、横断歩道ができないものかどうか、また、何か対策があるかどうか、ありましたら教えてください。

(土木)管理課長

国道5号の関係ということで、直接の担当ではございませんけれども、住民の方も含めて、いわゆる東小樽交差点の関係、横断歩道が欲しいのだと、こういう要望は、他部局も含めてお話を伺ったことがございます。それで現

在、市民部の生活安全課が中心となって、公安委員会とも、いろいろ話し合いをしているというふうに聞いております。年が明けて、来年ぐらいになりましたら、道の公安委員会の方も現状を見たいと。

特に、今、海岸の方の関係で、小樽港縦貫線の工事をやっております、来年度の中で、ある程度、一定のめどがつくということで、その流れなども踏まえて、その供用開始前に現場を見て、どのような対応がいいのか検討をしていきたいというふうに聞いております。

武井委員

公安委員会も来年は現地視察するような計画になっているらしいので、ぜひとも、そのときは、ご助言をしていただければ、住民の方は喜ぶのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

塩谷C団地の集会所建設について

次は、いつも私が言う問題なのですが、塩谷C団地の問題です。これは住宅マスタープランに、確かにマスタープランは、先ほどオタモイB住宅の問題も出ましたが、住宅マスタープランから見ると、約2年遅れになっていると。このことは私はじゅうぶんに承知しています。

ところが、このC団地には、団地住民、あるいは、付近住民も利用できるはずになっている集会所がないのですね。集会所も、このC団地を建て直しをするときにつくると、こういうマスタープランになっているわけですね。

塩谷の人たちは、葬式をする場所さえない。平成17年ごろにはできるのかなと楽しみにしていたら、また2年も先に伸びていくと。こういうようなことになると、住民の方は非常に気の毒といいますか、せっかく期待していたのに、失望したような形になります。

葬式をするために、新道会館、共睦会館、それから長和会館と、みんなジブシーみたいに、あちらに行ったり、こちらに行ったりしてさまよっているわけです。私はいつも言うのですが、こういうように、亡くなってからジブシーにさせるなど、こういうことです。町内会館の使用は、どうしても地元住民優先ですから、ほかのところを使っていただだめだ、だめだと、断られる。この前2件ほどあったのですが、あの塩谷C団地から第二病院の下の長和会館まで、あそこまで来るといったら、今度は葬儀に参列する人も、ああ、あそこまで行かなければならないのか、ということになると、欠礼をするというような問題も聞いています。

ですから、C団地の集会所を建てる場所については、住宅マスタープランで、はっきり場所も指定されています。

それから、建てる図面も、設計図も、もうはっきり出ています。ですから、私は集会所は、C団地そのものとは関係なく、せめて、この集会所だけでも先に建設してもいいのではないかと、こう思うのですが、考え方を示してください。

(建都)住宅課長

武井委員から、塩谷C住宅の集会所ということでお話がありました。その集会所の件については、今までもお聞きしておりますし、それから住宅マスタープラン、再生マスタープランの中でも、市営住宅の建替えと連動しながら集会所を整備するというので、各計画を立ててきたところであります。この間、再生マスタープランについてもいろいろな議論がございまして、現在、なかなか予定どおりには進めないという状況がございまして、委員から、今、お話がありましたように、市営住宅の入居者の方が非常に困りであるという現状は、我々としても認識をしているところでございます。

それで、住宅の建替えと連動して、この集会所を建設ということが、一番理想的であるというふうに思いますけれども、今、委員からもお話があったように、集会所のニーズといいますか、必要性、そういったものも非常に高いということも認識をしておりますので、何とかそういった形で、集会所の整備ができないかということも、検討していきたいというふうに考えております。

ただ、単費でといいますか、そういう形での整備というのは非常に難しいわけで、これもやはり国費の補助を受けながらということでない、なかなか整備できないという、こんな状況もございまして、今までもお答えし

ておりますけれども、新たな市営住宅の整備というのは、平成17年度に作成いたします公営住宅ストック総合活用計画に基づいて、今後は整備を進めていくという形になりますので、まだ少し時間はかかりますけれども、平成17年度の公営住宅ストック総合活用計画の中で、今、委員からお話がありましたような塩谷C団地の集会所、こういったものも、きちんと位置づけるようなことで検討させていただきながら、整備については、前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

武井委員

予算上も含めて非常に大変でしょうけれども、今、ご存じのように、塩谷の伍助沢町会の住民も、地主との関係で、町内会館が使えない状況になっています。あの人たちも、行く場所がなくて困っているわけです。慈善的な方がいらっちゃって、その家がたまたま空家で、今、住んでいないところがあって、住まないからここを使いなさいと言ってきて、個人の家を集会所代わりに使わせてもらっているような実情なのです。ましてや、葬式などできるはずがありません。

ですから、そういうようなことで、この塩谷地区一帯がそういう状況で、集会所がなくて困っている。たしか市営住宅条例の第43条でしたか、集会所は、別に市営住宅の住民だけでなく、付近の人たちも、近隣の人たちも使うことができるとなっていますね。ですから、当然、あの近辺の人たち、もちろん市営住宅のA、B、C、D、E、みんなありますけれども、近所の人たちも困る。こういう状況ですから、何とかひとつ今、答弁がありましたように、前向きな姿勢で努力を重ねていただくことをお願い申し上げておきたいと思っております。

と畜場跡地のパークゴルフ場建設について

次の問題ですが、長橋1丁目に、辻建設が寄附してくれました用地が2筆ございます。これは昔、子ども公園になっておりまして、遊園地までつくって、遊具までみんな市がそろえてくれたのです。ところが今、少子高齢化で子どもが少なくなったものですから、ああして草木が生い茂ってしまっていて、もう樹木までも生い茂っているという状況になっています。

私は、そこへ一時は焦点を当てたのですけれども、その寄附してくれた人の意思を酌んで、何とか公共的な、あるいは、地域住民の方が喜ぶような、そういうようなものにしてはどうかということで、焦点を当てたことがあるのです。

小樽市の東部、西部と分けて、私は、消防の救急車も蘭島に配置したらどうだと言ったことがあるのですけれども、そうしたら塩谷に配置しますからと、こういうようなことで、非常にまた地域の人たちは落胆しているのです。

銭函方面は、何だか向こうの方はもう東へ東へと、日出ずる国ですか、だんだん東の方だけは日が当たるのですけれども、西の方はどうも日が出ない。特に、パークゴルフ場なんて、これなんかも、もう欲しくてどうしようもないというのが、西部地区、蘭島方面の人たちです。

それで、私は塩谷とか蘭島とか長橋だとかは言いません。言いませんが、西部、西部地区、ここへぜひともパークゴルフ場、特に第一候補地としては、これは皆さんにゲートボール場として活用させてもらっていたと畜場跡地、あそこは非常に広い土地です。両側、周りは全部国有林です。

前にサケを呼ぶ会で、サケのふ化場までつくってもらった場所です。ですから、要するに、広場はゲートボール場に使わせてもらっている。市では、冬期間、除雪の雪捨場に使っている。非常に有効に使っている土地ですが、あそこあたりも、以前は交通の便が悪いとか、道路が悪いとか、そういういろいろ難癖はつけられましたが、今度は例えば、このと畜場のところは、駐車場、道路もいい、何も言うことのない場所です。

これらのことなども参考にしながら、西部地区にパークゴルフ場を建設してはどうか。そういう意味で、パークゴルフ場となりますと、教育委員会の所管になると思いますから、私は、と畜場跡地の利用目的、これはいったいどう考えておられるのかと。

これは、あそこの整備は、土木部で毎年やってもらっておりますね。これは前の水道局長が管理課長のときから、

ずっと道路整備、跡地の整備はやってもらっているのです。ここは、冬は雪捨場で使って、春になると、みんなぐちゃぐちゃになっているから、おわびのしるしでやっているのかもしれませんが、そういうことで、考え方があったら、公園課でもけっこうですが、答弁してください。

土木事業所長

今、雪捨場の話がありましたけれども、冬期間、土木事業所の方で雪捨場として、借りています。一般市民の雪捨場ではございませんので、道路管理者の方で使っております。主に貸出しダンプを利用されている地域の方の利用とか、道路管理者の方で開設をしております。

地域的には、長橋の旧国道の部分、長橋十字街から、と畜場の方に向かう長橋線、その周辺の排雪をするときに、非常に距離が近いということで、中央ふ頭の方に持っていかなくてもよいということで、大変、重宝させてもらっています。

利用状況につきましては、昨年のケースでいきますと、市内全体で、年間だいたい68万、約70万立方メートルぐらいの雪を雪捨場に持って行っています。そのうち、ここは、約3万立方メートルぐらいの量でございます。比率でいきますと、約4パーセントぐらい利用させてもらっています。

小樽の場合は、大きな雪捨場が非常に少ないものですから、こうして3万立方メートルぐらいの雪捨場というのは、数が所しかなくて、利用としては、たいへんいい形で使わせてもらっています。

それで、そのと畜場の場所につきまして、夏場はゲートボール場で使っているということがございまして、以前はゲートボール場の部分も、あわせて利用させてもらっていたのですけれども、春先に地域の方がゲートボール場として使うということで、雪割りをしてほしいという要望がございまして、先ほど武井委員からお話がありましたように、砂利など、そういうものを敷いていたと聞いています。

たぶん、なるべく雪捨場の除雪費用をかからないようにということで、現在は、直接、ゲートボール場のところではなく、もう少し奥の方に雪を入れております。そのような状況ですから、今の段階では、約3万立方メートルしか入らないような状況でございまして、利用としては、現在、冬は雪捨場、夏はゲートボール場ということなのですけれども、それが全く同じ場所でやると、春先の雪割りの問題とか、雪処理の問題が出てくるものですから、なかなか5月の連休ぐらいまでにやってくれというのは、非常に利用としては難しい状況であります。それは夏場、7月、8月まで雪を置かせてもらえれば、たいへんお金もかからない形でいいと思っているのですけれども。

それで、仮に今、ゲートボール場で使われないのなら、雪捨場として、もう少し面積を広げて、使わせてもらえればということでお話したいと思います。例えば、ゲートボール場ではなく、パークゴルフ場としての使い方もありますから、そこを雪捨場で利用している者の立場としての意見としては、どれぐらいの広さのものをつくるのかというのは、まだ全くわかりませんので、仮に、全面をパークゴルフ場として使用するのであれば、今度は、冬期間に芝生の上に雪を置いていいのかという問題が出てきます。

特に、市の方では、路面管理のために砂をまいてということがございまして、その砂の入った雪を芝生の上に置いていいのかとか、そういうような問題が生じるのかなんということは思っています。当然、今後、そういう議論の中では、今、冬場に雪捨場として使わせてもらっている我々としては、そういう課題については、これから検討してもらいたいというふうに思います。

武井委員

これは、お先真っ暗ですな。芝生も敷かなければならないからね。芝を敷いた上に、今度は除雪車がキャタピラーをつけて走っていったのでは、もうどうしようもないですね。今、ゲートボール場のときは、後で整地してもらえば、元へ戻るからいいのですけれども、芝生の上を整地するわけにいかないものね。何か検討してほしいのだけれども、また、雪捨場もなければなりませんしね。また、反論するものをつくっておきます。

陳情第5号「幸2丁目6、7番付近道路の市道認定方について」及び陳情第9号「長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について」に関して

次は、陳情第5号、それから陳情第9号、これを土木部はどう考えているのか、現状認識をお聞かせください。

(土木)用地課長

陳情第5号、第9号の話ですが、まず、陳情第5号の幸2丁目。これは幸線から取り付いている、少し急こう配の道路でございます。これについては、陳情が上がりまして、その後、地先の皆さんと3回ほど協議をさせてもらっております。

問題点は、委員会のときにも、少し話をさせてもらいましたが、その部分も地先の皆さんに話をさせてもらいました。その中で、共同部分につきましては、1人の地権者がお持ちになっているわけでございますが、その方は寄附については承諾をしております。ただ、その用地と道路との関係でいきますと、現状の中で、くいが入っていない部分がございます、用地と道路との区分といいますか、こういった形になっているのかわかりません。

それと、縦通りが6メートルで、横が4メートルの道路が取り付いておりますが、それも含めて1筆の土地になってございまして、やはり、4メートル部分の道路も認定と仮定した場合については、横の道路はもらえないだろうということもございまして、そういった部分の分筆をどうするかとか、けっこう費用もかかる状況がありまして、まだまだ地先の皆様と、今後に向かって協議をしなければならぬ問題が多いのかなと思っております。

ただ、地先の皆さんは、すごくまとまりがいい状況でございまして、一部、側溝も壊れている部分がございます、それも来年の春、直していきたいということで、私の方にもご相談に見えてございます。ですから、こういった解決方法があるか、継続して、私どもが入りながら、地域の皆様のご要望をどれだけ受けていけるかどうかも含めて、協議は続けていきたいと思っております。

それから、陳情第9号の長橋2丁目。これは長橋線に取り付いている道路でございます。これについては、認定等、それから道路整備等、除雪というご要望があるところでございまして、この土地についても、2筆の土地、民地がございます、1筆の大きい部分につきましては、これは会社の持ち物でございましたが、これは今年の8月の中ごろに、小樽市の方へ所有権移転になってございます。皆様ご存じのとおり、あそこの入り口のたいへん狭い部分が2筆に分かれてございまして、もう一筆の方が5人が共有の持ち物ということで、その代表の方と相談をさせてもらいまして、何とか寄附をしていきたいというご要望がございましたものですから、まず一つは、5人の方の承諾をいただかなければなりません。

それから、それに伴って、今度は、分筆等もしなければなりませんので、そういったことでということをお話しましたが、このたび口頭でございまして、皆様、寄附をするということで承諾をしたということを受けまして、現在、私どもの方で、土地の分筆作業を進めてございます。それができますと、来年になろうかと思っておりますが、寄附の所有権移転の作業を進めていきたいと思っております。そういうことで、土木部としましても、用地がある程度解決してくるものですから、今後、認定とそれから整備という問題もございまして、具体的にそのあたりを詰めて、結論を出していきたいと思っております。

武井委員

陳情第5号については、市の方が要望しておきました突き当たりの道路の隅切りを、地主の了解が得られるかどうか、これも地元と相談してほしいと。このことも、地元が協力して、隅切りはOKと。また、今の崩れそうな側溝の部分については、地元が「お金を出し合って、それでは直しましょう。市に迷惑をかけられない」と、こういうことで非常に協力的なところなんです。確かに、一部、こう配の急なところもありますけれども、特に、この14軒の方々は、きちっと、ひとつになってやっておりますので、市が要望したことは、みんな解決している状況もあります。ぜひとも、今、課長がおっしゃった方向で、努力してほしい。

陳情第9号も、今、だいたい課長がおっしゃったように、この入り口の5人の所有者のところは、長橋線の拡幅

のときに、もう既に道路として舗装までされている部分なのです。ですから、地元の人たちは、長橋線の拡幅のときに、16メートルに拡幅するときに、もう了解しているといいますが、それを改めて今回やっている。そうでないと、2.7メートルしかないわけですから。そういうようなことで、地元も市が言ったことについては、どんどん前向きにやっているようですから、ぜひとも、そういう方向で何とか努力してほしいと、こういうことを申し上げて、これは答弁は要りません。ひとつよろしくお願いします。

冬期間の公衆トイレ開放について

最後の問題なのですが、実は、その他のところでひとつ了解しておいてほしいのです。その他でということはお話していないのです。

それで、先ほど新谷委員からもあったトイレの問題なのです。私は、これを代表質問でもやったことがあるのですけれども、冬になると、かぎを掛けるところがあるのです。公衆トイレなんていうのは、小樽は、特に観光のまちでもあるから、500メートル範囲につくれというのが、私の持論なのですけれども。ところが、そういう状況にないと。そういうのはいいのだけれども、せっかくあるものが、冬の間、閉鎖されてしまう。

特に、これは公園のトイレなのです。公園課の所管のところ。これが困るのですよね。小樽はお年寄りが非常に多いのです。ところが、お年寄りは冬になれば寒い。ああ、あそこへ行けばトイレがあると思って、そこへ行ったらかぎが掛かっている。そうすると、お年寄りは困るのですよ。こらえることができないのです。そういうようなことで、本当にあそこまで行けばいいのだからと思って、急いで行ったら、かぎが掛かっている、さあ、今度はどこへ行ったらいいかという、こういうことですね。それは、もちろん、本通からトイレまでの5メートルか10メートルの除雪の問題もあるでしょう。それはわかりますが、ぜひとも、夏の間オープンしているところは、冬にかぎを掛けないように。

もし、冬期間閉鎖するのであれば、これは「広報おたる」か何かで市民に知らせるぐらいの努力をしないと。これはかわいそうでどうしようもない。せっかく、お金を使ってつくったトイレですから。冬期間は凍結の問題だとか、そういういろいろな問題はわかりますが、何とかせっかくあるトイレを使用できるように、特に、公園課は肝に銘じて努力してほしいと思いますが、いかがですか。

(土木)公園課長

市内全体で、公園と称します場所が91か所ございまして、その大半にトイレがついているわけです。それで、大半は、水洗トイレになっておりますけれども、なにぶん冬期間、公園が利用されないということ。

仮に、利用される方がいたとしても、非常にその利用人数が少ない。それで、そういう方々のために、今、委員がおっしゃられたように、トイレの開放という形を考えますと、それらを維持していく上で、暖房費、それから電気代、そういうような費用が相当かかってくるだろうと。それと、冬期間は、やはり、人の目が周囲に行き届かない、子どもさんも含めて、多くの方々の目に触れない、目に触れる機会が少ないと。

今、私が言っているのは、防犯面といいますが、そういう意味で申し上げているのですが、そうしますと、もちろん、費用も含めまして公園の管理全体に対して、これは相当、大きな負担がかかってくるものだと思います。現時点では、それらの冬期開放というのは難しいのかなと考えています。

それで、ただ、観光地である運河周辺のようなところでありまして、例えば、港湾部所管のトイレもございましょうし、中心部に近いものなら、公園というそういう限定的な考え方もあるでしょうけれども、それが果たしてどこまで可能なのかと、そういう今、私が説明したことを踏まえまして、どこまで可能なのかということは、今の時点では、難しいのかなというふうに考えております。

武井委員

例えば、今、冬期間だから、公園の利用が少ないのだというのが一つの理由になっていたようですが、これ、少しまた、調べてみますか。今、例えばの話ですが、高島小学校のグラウンドの上の公衆トイレ、あそこにはバスの

Uターンする場所もあったりしまして、バス停があって、あそこの利用者はすごいのです。ところが、トイレは、すぐそばにあるのだけれども、あなた方は冬の間、除雪をしないで、かぎを掛けてしまう。今、オープンしているからいいのですが、去年までは、かぎが掛かっていたのです。だから、私は去年も言ったのです。ここのトイレは利用者が多いから、オープンしなさいと。こう言ったのだが、今年はオープンしてありますか。オープンしてあったらいいのですが、していなかったら、利用度のことも含めて答弁してください。

(土木)公園課長

高島小学校のところの公衆トイレにつきましては、たしか冬期間も、いつからとは答えられないのですけれども、冬期間も開放しているはずです。

それで、その意味は、委員がおっしゃられたように、バス停が近くにあると。それで、非常にそういう地域の方々に利用されているというお話を聞きました。それで、そのトイレについては、現時点でも、これからも、たぶん冬期間も利用できると思います。

武井委員

高島小学校のところが、オープンしているとすれば、あと時間の関係がありますから、私の方で具体的なトイレの場所、かぎが掛かっている場所、予想される場所を後でお話しますから。これで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

質問通告は1件であります。あと1件、通告外ですが、先ほど、組織に関連して質問が出ていましたので、市街地活性化対策室の組織について、後で質問をいたします。

富岡1丁目の共同住宅建設工事中止について

まず、富岡の朽木病院院長宅の跡地のがけ地内について説明を受けたわけですが、それについてお尋ねをいたします。

これについてお尋ねするのは、民間と行政という難しい問題を抱えているのは承知の上なのですが、今回、応急処置としてシートをかけていただきました。地域の人も、それについては感謝していますし、市としても臨機応変に、住民の困っている問題に対して対応してもらったものとして理解をしております。ただ、現在はシートをかけていますから、その後、春になりますと、また、問題がぶり返しますし、いろいろなことが起きますので、それに関して少し論点を整理しておきたいので、お尋ねするわけであります。

まず、この工事につきまして、工事の許可と中止の部分なのですが、建築許可が出たのはいつで、それから工事の中止命令が出たのはいつか。それから工事中止命令というのは、裁判所に申請して裁判所が出したというふうに理解していますが、それでいいのでしょうか。

(建都)小紙主幹

富岡の共同住宅の建設工事についてでございますが、まず、建築の許可ということでございますが、建築の許可と申しますが、確認申請が出されたという部分につきましては、平成14年9月11日に確認申請を受理いたしまして、同じく平成14年10月24日に確認済証を交付してございます。

工事の中止につきましては、工事着工後、住民の方たちが、札幌地方裁判所に工事中止の仮処分申請をいたしまして、2か月間の工事の中止決定が出されたということでございます。

大橋委員

それから、いわゆる工事費と申しますが、その部分に関連して、銀行の方で道の許可が出たから、自分たちは融資したのだ、とんでもないことになったという話もあったわけなのですが、道が許可したという部分については、

何をいつ許可したことになるのか。

(建都)建築指導課長

富岡の共同住宅につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅供給計画というのがございまして、これは道の制度でございまして。これにつきまして認定申請が出されたのが、平成14年12月2日、同じく認定がされて通知されたのが平成15年1月6日ということで認識しております。

大橋委員

それから、石垣を組んでいた下まで掘られ、そこから水が噴き出したりして、石垣の根元に途中でひびが入ったということではありますが、現況は、その部分に厚く土が盛っております。それで、これにつきましては、市がやった仕事ではないですから、どうなのかと思いますけれども、要するに、春になって、またあそこを掘り直して、もう一回やり直さなければならぬような仕事なのか、それとも、土をかけたことによって、一定の効果が期待できるような仕事であったのか、その辺について、これは公式見解ということにならないと思いますけれども、どのようになるのでしょうか。

(建都)小紙主幹

委員からお話がありましたように、工事が始まりまして、一度、掘削をいたしまして、その後、埋め戻して現在の状況になっているわけですが、埋め戻した状況というのは、今の状況に対してそれなりに効果はあるというふうには考えておりますが、その後どういったものが必要か、あるいは今の状態で安全かどうかということも含めて、私どもとしてはそういった調査もしてございませぬし、費用もないという状況でもありますので、安全とは思っておりませぬけれども、今後、どういう形で何をすべきかということについては、判断はできないという状況と考えております。

大橋委員

それから、住民の方々、これから今まで業者相手に訴訟を起こして、それから業者も財源とかいろいろところで、これからの工事ができる状況ではないという中で、さらに訴訟を起こすかどうか、いろいろな対応を考えていきたいと、そういうことを言っています。それと同時に、どうして市が許可したのだらうと。許可してくれなければよかったのという話も出ております。そんな中から、今の時点で市を相手にした行政訴訟の可能性があるとかが、そのようなことについては、どう判断されていますか。

(建都)小紙主幹

行政訴訟の可能性についてでございますが、お話がありましたように、確認をおろしたということについても、住民の方からもいろいろなお話を受けておりますし、工事が着工された後に、いろいろな苦情が寄せられて、市の方も対応をしてきましたし、できることはやってきたつもりでございます。こういう結果を受けて、最終的に行政訴訟を住民の方が起こすかどうかということにつきましては、私どもとしては、住民の方たちの判断されることだと考えておりますので、今の時点で、私どもの方で可能性があるかどうかという判断につきましては、なかなか難しいかなというふうに考えております。

大橋委員

わかりました。

市街地活性化対策室の業務について

それでは、質問を変えます。先ほどの組織に関連して、土木部と建築都市部との合併とか、そういう問題が出てきました。その中で、現在の建築都市部の組織の中で、少し私の方で聞いておきたいと思った問題があったものですから。

市街地活性化対策室には、今、主幹が2人います。それで、いわゆる従来から、中心市街地活性化とかそういうような形で主幹を置かれる場合には、具体的な政策を遂行するための専門分野を持って、それを目的として主幹を

置いているという理解をしております。現在、この2人いる主幹、それぞれの仕事の内容と、それから仕事の進ちょく状況、それから、将来、何を目標しているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

(建都)市街地活性化対策室 渡辺主幹

私の業務としましては、中心市街地活性化の基本計画であります「街なか活性化計画」でございますが、これは51事業がありまして、この51事業につきまして取りまとめをやっているという状況でございます。そのほかには庶務関係部分と、あとは中央通関係の庶務的な部分をやっている現状でございます。

あともう一名、近澤主幹につきましては、現在、電線類地中化関係をやっておりますし、また、中央通の事業も、まだ残っておりますので、具体的な事業の部分につきまして、実施しているという状況でございます。

進ちょく状況につきましては、街なか活性化計画の方でございますけれども、先ほど言いました51事業がございまして、このおおよそ7割程度進ちょくしているという状況でございます。中央通につきましては、平成6年から、この事業を実施してございますけれども、今年度をもちまして、すべての工事が終了いたします。ただ、清算金の分割納入があるものですから、これにつきましては、一部残るという状況にあります。

(建都)市街地活性化対策室 近澤主幹

電線類地中化事業でございますけれども、臨港線につきましては、平成14年度から平成16年度、3か年かけて今やっております。これにつきましては、現在、元昭和製器株式会社から臨港線沿いの政寿司運河店までが、今年度の区間です。来年度は、さらに札幌側のまの寿司からスハラ食品までの250メートルが残っております。

国道5号につきましては、平成14年度、平成15年度と、山側の歩道と海側の歩道ということで、昨年、海側の歩道が終わりまして、今年は、山側の歩道で、来年3月をもって完了すると、そういう状況になっております。

建築都市部次長

今、両主幹から話があって、特に渡辺主幹から説明があった街なか活性化計画、これは、先ほど私が組織の中で申し上げましたまちづくり推進課の方に移行ということになります。ですから、市街地活性化対策室は、今年度で事業が終わりますから、この組織はなくなるということでございます。

大橋委員

それでよくわかりました。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時40分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

意見の分かれた陳情について、すべて採択の討論をいたします。

陳情第21号は、今日、現地視察をし、陳情者からもお話を聞きました。歩道は2メートル幅でなくてもよい。銭函小学校への通学路になっているので、児童が歩くことができる幅でよいし、子どもたちの歩行の安全を守りたいということです。この道は大型車が入ってくるということで、とりわけ通学路の安全を図らなければならないと思います。長い間、連合町会を通しても要望していることもあり、議会として、採択をして応援すべきだと考えます。

次に、陳情第29号水道料金・下水道使用料減免制度の存続方についてです。下水道使用料は、全道主要都市の平

均より低いですが、上水道料金は、全道主要都市平均より高く、とりわけ生活保護世帯、母子世帯、障害者世帯には重い負担であります。これまで何度か制度の改定があり、減免の制度は後退しております。経済情勢も依然として悪く、生活も厳しさを増していますから、これまでどおりの減免制度を続けるべきだと考えます。

ほかの案件については、これまで述べてきたとおり、すべて採択を主張します。詳しくは本会議で述べます。以上で討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第9号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第1号、第3号ないし第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号、第29号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第17号、第19号、第20号について、採決いたします。

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。